

一般社団法人室内環境学会商標管理委員会に関する基本規程

平 24 規程 1 号

平成 24 年 3 月 30 日 制定

平成 25 年 11 月 22 日 一部改正

1 (目的)

一般社団法人室内環境学会(以下、本学会という)商標管理委員会は一般社団法人室内環境学会標準法に基づいて得られた検査結果であることを示す「室内環境学会標準法準拠(認定番号)(以下商標という)」の権威を高めるために必要な管理を行う。

2 (商標管理委員会の役割)

- 2.1 商標を利用しようとする会員(商標会員候補と呼ぶ)は、商標管理委員会を通じて本学会と商標使用に関する契約を結ばなければならない。
- 2.2 商標会員候補は、標準法に準拠した検査を行う検査実施組織などの体制を示す申請資料を、商標管理委員会に提出しなければならない。
- 2.3 商標管理委員会は申請資料の審査、および必要な現地調査を行い、商標使用の可否を決定する。
- 2.4 商標使用を許可された会員は、商標会員としての資格も併せ持つ。
- 2.5 商標使用を申請した会員は、可否決定にかかわる審査に伴う必要経費を負担しなければならない。

3 (商標使用契約)

- 3.1 商標会員は、商標管理委員会と商標使用に関する契約案を作成し、一般社団法人室内環境学会との間で契約を締結する。
- 3.2 商標使用契約に関する細則は別に定める。

4 (商標会員の義務)

- 4.1 商標会員は商標を用いた表示に関して、検査結果を含むすべての責任を負う。
- 4.2 一般社団法人室内環境学会は検査結果に対する責任を負わない。
- 4.3 商標会員は、商標の維持・管理および一般社団法人室内環境学会標準法の普及活動に必要な費用を会費として負担する。
- 4.4 商標会員は商標イメージの向上に努めなければならない。

5 (検査実施機関の管理)

- 5.1 一般社団法人室内環境学会標準法に準拠した検査を行おうとする法人(以下検査実施機関と呼ぶ)は、以下の手順に従って商標会員と商標使用に関する契約を結ばなければならない。

- 5.2 標準法に準拠した検査の実施希望を商標会員に通告
- 5.3 商標会員から標準法に準拠した検査の実施施設、体制の評価を受ける
- 5.4 評価に合格した場合、商標会員と商標使用契約を締結
- 5.5 検査を実施し、検査結果、カタログ等に商標を添付
- 5.6 商標使用料を商標会員に支払い

6 (商標ブランドの管理)

- 6.1 商標管理委員会は、商標会員に対して、利用状況に関する報告を求めることができる。
- 6.2 商標管理委員会は、会員などから不適切な商標の利用状況の申告を受けた場合には、商標会員に対して是正勧告を行うことができる。
- 6.3 是正勧告を受けた商標会員は、直ちに是正に努め、速やかに改善報告を商標管理委員会に提出しなければならない。
- 6.4 是正勧告を行う場合には、商標管理委員会は役員会に報告しなければならない。
- 6.5 理事会は、不適切な商標の利用状況が改善されない場合には、定款第9条1項(2)に定める除名処分を含む処分を検討、発議しなければならない。

付則

(施行期日) 本規約は、平成24年3月30日から施行する。

改正附則 (平成25年11月22日)

この改正は、平成25年11月22日から施行する。

以上